

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年2月20日(2020.2.20)

【公開番号】特開2017-176584(P2017-176584A)

【公開日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2017-038

【出願番号】特願2016-70172(P2016-70172)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/28 (2006.01)

A 6 1 B 17/062 (2006.01)

A 6 1 B 17/122 (2006.01)

A 6 1 B 18/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/28

A 6 1 B 17/062 1 0 0

A 6 1 B 17/122

A 6 1 B 18/12

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月30日(2019.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開閉自在な先端部が接続された操作管部と、

前記先端部の開閉を操作する操作機構と、

前記操作機構による進退操作力を前記先端部に伝達する駆動シャフトを内設し、前記駆動シャフトに対する進退移動を可能にする操作部を有する持ち手部と、

を備える手術用処置具において、

前記操作機構は、前記操作部の前記駆動シャフトに対するスライド操作を契機として進退操作力を発生させ、前記操作部から前記駆動シャフトへの進退操作力は回転力又は引張力によって伝達されることを特徴とする手術用処置具。

【請求項2】

前記スライド操作は、前記操作部を前記持ち手部に対して前記駆動シャフトの軸方向に往復スライドさせることを特徴とする請求項1記載の手術用処置具。

【請求項3】

前記持ち手部は、略円形又は略半円形の横断面を呈する操作部を有しており、

前記スライド操作は、前記操作部を前記持ち手部に対して円周方向に回転スライドさせることを特徴とする請求項1又は2記載の手術用処置具。

【請求項4】

開閉自在な先端部が接続された操作管部と、

前記先端部の開閉を操作する操作機構と、

前記操作機構による進退操作力を前記先端部に伝達する駆動シャフトを内包し、前記駆動シャフトに対する進退移動を可能にする操作部を有する持ち手部と、

を備える手術用処置具において、

前記操作機構は、前記操作部の前記駆動シャフトに対する押圧操作を契機として進退操作

力を発生させ、前記操作部から前記駆動シャフトへの進退操作力は回転力、引張力又は押圧力のいずれかによって伝達されることを特徴とする手術用処置具。

【請求項 5】

前記操作部と前記駆動シャフトとの対向域には、対向する少なくとも一方のラックに掛合する位置に歯車が設けられ、前記歯車の回転力によって前記操作部から前記駆動シャフトへの進退操作力が伝達されることを特徴とする請求項 4 記載の手術用処置具。

【請求項 6】

前記操作部と前記駆動シャフトとはリンクバーによって連結され、前記リンクバーによる引張力によって前記操作部から前記駆動シャフトへの進退操作力が伝達されることを特徴とする請求項 4 記載の手術用処置具。

【請求項 7】

前記操作部の下部に楔型の突起部が設けられ、前記駆動シャフトに前記突起部と当接する当接部が設けられており、

前記操作部と前記駆動シャフトとは、前記突起部の傾斜面と前記当接部とによる押圧力によって前記操作部から前記駆動シャフトへの進退操作力が伝達されることを特徴とする請求項 4 記載の手術用処置具。

【請求項 8】

前記持ち手部の長手方向には、前記突起部の斜面形状が異なる操作部を複数並設していることを特徴とする請求項 7 記載の手術用処置具。

【請求項 9】

前記操作機構は、スライド操作又は押圧操作の操作状態を保持するラチエット機構を有することを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか記載の手術用処置具。